

人事行政の運営などの状況

■問い合わせ先 役場総務課

町職員の任用、給与、服務など人事行政の運営状況について、令和５年度の概要をお知らせします。
これは「地方公務員法」および「香美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

1 職員の任免および職員数の状況

①採用と退職

職種	採用	退職
一般行政職	11人	8人
教育職	－	－
企業職	7人	4人
医師職	－	－
看護職	－	－
技能労務職	1人	－
合 計	19人	12人

※採用は令和５年４月２日～令和６年４月１日
※退職は令和５年度中
※企業職は公立香住病院の職員で、医師、医療技術職、看護師など
※医師職は診療所の医師
※フルタイム再任用職員の採用を含む

②部門別職員数の状況

職種	職員数		対前年増減数
	R5年	R6年	
一般行政部門	137人	135人	▲２人
一般管理	97人	94人	▲３人
福祉	40人	41人	１人
特別行政部門	33人	35人	２人
教育	33人	35人	２人
公営企業等会計部門	115人	124人	９人
病院	87人	94人	７人
水道	7人	7人	０人
下水道	4人	4人	０人
その他	17人	19人	２人
合 計	285人	294人	９人

※各年４月１日現在の数値
※地方公共団体定員管理調査による職員数で、町長、副町長、教育長を除いた人数

③職員数の推移

部門	職員数		
	H17年	H27年	R6年
一般行政部門	213人	145人	135人
特別行政部門	54人	38人	35人
公営企業等会計部門	47人	35人	30人
合 計	314人	218人	200人

※公立香住病院を除く

2 職員の人事評価の状況

職員の能力および業績を把握した上で行う人事評価制度を本格導入しており「業績評価」と「能力評価」の両面から評価を行いました。
人事評価結果は翌年度の勤勉手当に反映するとともに、人材育成（職員研修）や分限などに活用しています。

3 職員の給与の状況

①人件費の状況

住民基本台帳人口	15,656人
歳出額（Ａ）	15,304,954千円
実質収支	657,282千円
人件費（Ｂ）	2,402,183千円
人件費率（Ｂ／Ａ）	15.7％
前年度人件費率	15.7％

※住民基本台帳人口は令和６年４月１日の数値
※令和５年度普通会計決算額を基に計算
※人件費には、一般職給与や共済費（社会保険料）のほかに、特別職給与、議会議員報酬、各種委員や消防団員など非常勤職員に支給される報酬などを含む。
人件費（Ｂ）は、前年度比76,138千円の増

②職員給与費の状況

職員数（Ａ）	168人
給与費（Ｂ）	1,028,628千円
給料	652,453千円
職員手当	114,594千円
期末・勤勉手当	261,581千円
一人当たり給与費（Ｂ／Ａ）	6,123千円

※令和５年度普通会計決算額を基に計算
※職員数は、令和５年４月１日現在の人数
※職員手当には、退職手当を含まない。

③職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

一般行政職	
平均年齢	42.9歳
平均給料月額	315,500円
平均給与月額	371,600円
技能労務職	
平均年齢	42.4歳
平均給料月額	271,700円
平均給与月額	303,400円
教育職	
平均年齢	43.1歳
平均給料月額	331,800円
平均給与月額	395,900円

※令和６年４月１日現在の数値
※給与は、給料と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額

④ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
令和４年度	94.2
令和５年度	94.1

※各年４月１日現在の数値
※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の職員の給与水準を示す指数

⑤職員の初任給の状況

区分	初任給	
	香美町	国
一般行政職		
大学卒	196,200円	196,200円
高校卒	166,600円	166,600円
技能労務職		
高校卒１級	169,000円	－
高校卒２級	173,700円	－
教育職		
大学卒	196,200円	－
短大卒	179,100円	－

※令和６年４月１日現在の数値

⑥職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数		
	10年	20年	30年
一般行政職			
大学卒	256,200円	298,333円	382,567円
高校卒	該当者なし	259,467円	366,675円
技能労務職			
高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職			
大学卒	該当者なし	322,200円	該当者なし
短大卒	250,900円	該当者なし	370,000円

※令和６年４月１日現在の数値
※給与は、給料と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額

⑧職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	香美町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	1.225月	1.025月	1.225月	1.025月
12月期	1.225月	1.025月	1.225月	1.025月
計	2.45月	2.05月	2.45月	2.05月
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

※令和６年10月１日現在の数値

(2) 退職手当

区分	香美町		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
加算措置	定年前早期退職特例措置（2％～45％加算）		定年前早期退職特例措置（2％～45％加算）	
退職時特別昇給	なし		なし	

※令和６年４月１日現在の数値

(6) そのほかの手当

手当名、内容および支給単価		国の制度との比較	
		違いの有無	相違点
扶養手当			
扶養親族のある職員に対して支給 ①子：月額 10,000 円 ②配偶者、父母など：月額 6,500 円 ※特定期間（16 歳～ 22 歳）の子は、月額 5,000 円を加算	無	—	
住居手当			
自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 支給限度額：月額 27,000 円	一部異なる	国は支給限度額が 月額 28,000 円	
通勤手当			
通勤のため交通機関、自動車などを使用している職員に対して支給 （通勤距離が 2km未満である職員を除く） ①交通機関などを利用 ・運賃など相当額（鉄道など利用者は 6 ヶ月定期券の額） ・支給限度額：月額 55,000 円 ②自動車などを利用 ・通勤距離に応じて月額 2,100 円～ 31,600 円	一部異なる	②の場合、使用距離区分 が国よりも細かい	

※令和６年４月１日現在の数値

⑦一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事	20人	12.7％
２級	主任	12人	7.7％
３級	主査	38人	24.2％
４級	総括係長、係長	47人	29.9％
５級	副課長	23人	14.7％
６級	課長	17人	10.8％
合 計		157人	100.0％

※令和６年４月１日現在の数値
※町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職員の代表的な職務

(3) 地域手当

対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
神戸市	9.4％	1人	12％

※令和６年４月１日現在の数値

(4) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績	49,515,000円
支給職員一人当たり平均支給年額	361,000円

※令和５年度普通会計決算額を基に計算

(5) 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績	324,000円
支給職員一人当たり平均支給年額	36,000円
職員全体に占める手当支給職員数（割合）	9人（5.4％）
手当の種類	危険作業手当
	死体処理従事手当
	廃棄物処理業務手当

※令和５年度普通会計決算額を基に計算

⑨特別職の報酬などの状況

職名	区分	月額	区分	支給割合
町長	給料	752,000 円	期末手当	6 月期：2.25 月
副町長		616,000 円		12 月期：2.25 月
教育長		564,000 円		合 計： 4.5 月
議長	報酬	321,000 円	期末手当	6 月期：2.25 月
副議長		237,000 円		12 月期：2.25 月
議員		214,000 円		合 計： 4.5 月

※令和 6 年 10 月 1 日現在の数値

4 職員の勤務時間と勤務条件の状況

①勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	午前 8 時 30 分
	終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間		正午～午後 1 時
週休日		土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間		38 時間 45 分

※令和 6 年 4 月 1 日現在の数値

③育児休業の取得状況

令和 5 年度中に新たに育児休業を取得した職員	2 人
令和 4 年度から引き続き育児休業を取得している職員	6 人

※令和 5 年度の数値
※育児休業とは、職員が 3 歳に満たない子を養育するために休業することができる制度で、この期間中の給与は支給されない。

5 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分の状況

処分件数	内 訳			
	降任	免職	休職	降給
1 件	0 件	0 件	1 件	0 件

※令和 5 年度の数値
※分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務遂行に支障がある場合、長期休養を要する場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいう。

②年次有給休暇の取得状況

概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与 ※翌年に繰り越し可能（最大 20 日）	12.3 日

※令和 5 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日までの数値
※年間を通して在職した一般職の平均取得日数

②懲戒処分の状況

処分件数	内 訳			
	戒告	減給	停職	免職
1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

※令和 5 年度の数値
※懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、戒告、減給、停職、免職となる不利益処分のことをいう。

6 職員のサービスの状況

①職務専念の義務の免除

職員は、地方公務員法により、職務に専念する義務がありますが、法律または条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除されることがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか「香美町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しており次の場合などがあります。

- ・職員の資質および職務遂行能力の向上を図るための研修を受ける場合
- ・職務の遂行に関連のある資格の試験を受験または更新する場合
- ・職務執行に関し密接な関連のある国、県またはほかの地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合
- ・消防団員または水防団員としての業務に従事する場合
- ・定期健康診断または町長が認める健康診断を受ける場合

②営利企業などの従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法により、営利企業などへの従事が制限されています。ただし、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事することが認められています。第 3 セクターの役員に就任する場合などがこれにあたります。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけをすることが禁止されています。

本町でも、同法の規定によって退職管理の適正化を図るように取り組んでいます。

8 職員の研修の状況

主催者	研修名および受講者数
兵庫県自治研修所	職員 1 部（若手職員）研修 6 人、職員 2 部（中堅職員）研修 7 人、監督職研修 9 人、管理職研修 2 人、働き方改革のための効率アップ研修 1 人、政策づくりの基本研修 1 人、リスクマネジメント研修 1 人
但馬広域行政事務組合	新任職員研修（前期・後期）4 人、管理職員研修 4 人、人権研修 1 人、地方自治法研修 6 人、民法研修 3 人、行政法研修 5 人、女性活躍支援研修 1 人、政策づくり研修 1 人
兵庫県町村会	新入職員研修会 2 人、中堅ブラッシュアップ研修 3 人、エルダー研修 5 人、窓口苦情クレーム研修 1 人
兵庫県	統一的な基準による地方公会計制度研修 1 人、町職場研修生合同研修 2 人
因幡但馬麒麟のまち 連携中枢都市圏合同研修	公共施設（建物）点検実施研修 2 人、CS 向上研修 10 人、部下育成 OJT 研修 15 人、採用 4 年目研修 5 人
香美町	新任職員研修 4 人、コンプライアンス研修 96 人、情報セキュリティ研修 287 人、交通安全講習会 457 人、人権研修 50 人、評価者研修 53 人

※令和 5 年度の数値

9 職員の福祉および利益の保護の状況

①福利厚生

区分	内容
健康管理	定期健康診断、ストレスチェック、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
共済制度	職員は、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入しています。職員の掛け金と、町の負担金で運営され、短期（医療保険）、長期（公的年金）、福祉（保健、貯金、貸付）などの事業を行っています。
互助制度	職員は、（一財）兵庫県市町職員互助会または（一財）兵庫県学校厚生会に加入しています。共済制度と同じく、職員の掛け金と、町の負担金で運営され、福利厚生事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金などの給付）を行っています。

※令和 5 年度

②公務災害など認定状況

項目	件数
公務災害発生件数	3 件
通勤災害発生件数	1 件

※令和 5 年度の数値
※職員は、公務上または通勤時に発生した災害によって身体的損害を受けた場合、補償を受けることができる。

10 職員の競争試験および選考の状況

区分	実施状況
競争試験	22 人
選考	4 人

※令和 5 年度の数値
※職員の採用方法は、試験と選考の 2 種類
選考による採用は、医師など免許や資格などを必要とする職などに限られている。

11 公平委員会の報告事項

区分	実施状況
勤務条件に関する措置の要求状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	1 件

※令和 5 年度の数値
※公平委員会は、地方自治法および地方公務員法に定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を行う行政委員会
本町では、地方公務員法の規定に基づき但馬の市町で共同設置した「但馬公平委員会」で事務処理が行われている。